

事 務 連 絡
令和元年 6 月 11 日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長補佐

行政処分者一覧表の送付について

令和元年 5 月 28 日付けで、医道審議会から厚生労働大臣に対し、薬剤師に対する行政処分が別添のとおり答申されましたので参考までに送付いたします。

なお、当該処分を受けた薬剤師については、下記のとおり取り扱うこととし、今後とも、保険薬局の指導監査に当たっては、関係部局と連携を図りつつ、その厳正な実施に一層努められるようお願いいたします。

記

- 1 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条第 4 号から第 6 号までの規定に該当するに至った者については、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）第 16 条第 1 項に基づき届出を求めること。
- 2 業務の停止処分を受けた者については、その旨、保険薬剤師名簿に記載することとし、当該停止期間中に保険調剤が行われることのないよう留意するとともに、審査支払機関等の関係者に対して周知し、その取扱いに遺漏なきよう図られたいこと。

(参考条文)

○健康保険法

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

- 一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律 による診療又は調剤に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 四 保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 五 保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

○保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

第十六条 保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を、その届出が第三号に係るものであるときは、登録票を添えなければならない。

- 一 氏名に変更があったとき。
- 二 法第八十一条第四号から第六号までの規定に該当するに至ったとき。
- 三 保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の、法第六十九条 に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地の、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所地の属する都道府県に変更があったとき。